

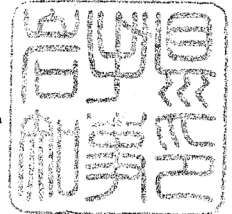
水 振 第 330 号

令和 7 年 8 月 8 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 1 項並びに岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 11 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる知事許可漁業について、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（松川）
電話：019-629-5806
FAX：019-629-5824
E-mail: tamayama@pref. iwate. jp

中型まき網漁業の制限措置等について

漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める次の中型まき網漁業について、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び岩手県漁業調整規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和 7 年 月 日

岩手県

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動 植物の 種類	漁具の 種類そ 他の 漁業の 方法							
中型まき網 漁業	イカナ ゴ等	まき網	岩手県沖合 海面	1月1日から12月31日 まで	制 限 なし	5トン 以上15 トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有するもののうち、大船渡市に漁業根拠地を有する者	2

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 12 月 2 日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和 8 年 1 月 1 日（令和 5 年 1 月 2 日以降の場合は許可の日）から、令和 10 年 12 月 31 日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

① 無動力漁船を使用する場合

(ア) 規則第 40 条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。

(イ) さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

(ウ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

② 動力漁船を使用する場合

(ア) さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

小型まき網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第3号に掲げる次の小型まき網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 小型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可または起業の 認可をす べき船舶 等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
小型まき網漁業	ウミタナゴ等	まき網	岩手県沖合海面	1月1日から12月31日まで	制限なし	5トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市に漁業根拠地を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月8日から令和7年10月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年11月1日（令和7年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和10年10月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

① 無動力漁船を使用する場合

（ア） 規則第40条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。

（イ） さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

（ウ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

② 動力漁船を使用する場合

（ア） さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または起業の 認可をす べき船舶 等の数
	水産動植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法						
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日 から1月 31日、6 月1日か ら12月 31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	山形県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月25日から令和7年9月7日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和8年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キワット以下でなければならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

さけはえ縄漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる次のさけはえ縄漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

- 1 さけはえ縄漁業
(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域		漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可または 起業の 認可をす べき船舶 等の数
水 産 動 植 物 の 種類	漁具の 種類そ 他の 漁業の 方法								
さけはえ縄 漁業	さけ	はえ縄	操業 区域 1	別 記 の とおり	10 月 16 日 から 1 月 31 日まで	制 限 なし	10 トン 未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有するもの	31
								岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有するもの	40
			操業 区域 2	別 記 の とおり			3 トン 以上 10 トン 未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有するもの	21
								岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有するもの	12

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年8月27日から令和7年9月29日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年10月16日（令和7年10月17日以降の場合は許可の日）から、令和8年1月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 操業区域1で操業する場合

a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。

b 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

(イ) 操業区域2又は両方の操業区域で操業する場合

a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。

b 操業に当たっては、無線設備及びGPS又はレーダー設備を具備しなければならない。

c 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

別記 操業区域

1
8
1

1 操業区域1

岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東6海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東6海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東4海里の点

キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東3海里の点

2 操業区域2

次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（操業区域1の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

ア 岩手県と青森県との境界正東10海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東10海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東10海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東10海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

いるか突棒漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる次のいるか突棒漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 いるか突棒漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または 起業の 認可を すべき 船舶 等の数
水産動 植物の 種類	漁具の種 類その他 の漁業の 方法							
いるか突棒漁 業	いるか	突棒	岩手県沖 合海面	1月1日 から4月 30日まで 及び11 月1日か ら12月 31日まで	制限なし	20トン未 満	北海道に住所を有する者	2
							宮城県に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日から令和7年11月14日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年1月1日（令和7年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 宮城県以外に住所を有する者の場合

a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。

b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。

c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港又は大船渡港に陸揚げしなければならない。

d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) 宮城県に住所を有する者の場合

- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。
 - b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。
 - c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港、大船渡港、気仙沼港、女川港又は鮎川港に陸揚げしなければならない。
 - d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁 業者の数
水 産 動 植 物 の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
あわび漁業 （あわび潜水 器漁業（繁殖 期あわび漁業 を除く。）及び 繁殖期あわび 漁業を除く。）	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業権 の漁業権者から同 意を得た海域	11 月 1 日 か 2 月 末 日 まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第 一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権 者から操業の同意を得ている者	定めなし
あわび潜水器 漁業（繁殖期 あわび漁業を 除く。）	あわび	潜水器	第一種共同漁業権 の漁業権者から同 意を得た海域	11 月 1 日 か 2 月 末 日 まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第 一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間

随時

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年11月1日（令和7年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび漁業（あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）及び繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁 業者の数
水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法							
あわび漁業 （あわび潜水 器漁業（繁殖 期あわび漁業 を除く。）及び 繁殖期あわび 漁業を除く。）	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第 15 号に隣接する漁業権が設 定されていない海域	11 月 1 日 か ら 2 月 末 日 まで	－	－	久慈市に住所を有する者	13
			第一種共同漁業一共第 103 号に隣接する漁業権 が設定されていない海域				下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	78
			第一種共同漁業一共第 105 号に隣接する漁業権 が設定されていない海域				宮古市に住所を有する者	41
			第一種共同漁業一共第 106 号に隣接する漁業権 が設定されていない海域					88
			第一種共同漁業一共第 306 号に隣接する漁業権 が設定されていない海域				大船渡市に住所を有する者	50

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年9月2日から令和7年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年11月1日（令和7年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
なまこ漁業 (なまこ潜水器漁業(繁殖期なまこ漁業を除く。)及び繁殖期なまこ漁業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第306号に隣接する漁業権が設定されていない海域	8月1日から3月31日まで	—	—	大船渡市に住所を有する者	50

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年9月2日から令和7年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。